

平成 30 年度第 1 回檜山管内公立高等学校配置計画地域別検討協議会 開 催 要 項

1 趣 旨

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題が見られる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに町関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

2 主 催

北海道教育庁学校教育局高校教育課

3 運 営

北海道教育庁檜山教育局

4 開催方法

(1) 開催日時 平成 30 年 4 月 24 日 (火)

- ・ P T A 分科会 9 時 50 分から 10 時 20 分まで
- ・ 全体会 10 時 30 分から 12 時 00 分まで

(2) 会 場 檜山地域人材開発センターまなびっく 会議室 1

(檜山郡江差町字南が丘 7-172 TEL 0139-52-0160)

(3) 参加対象者

- ・ 町長
- ・ 町教育委員会教育長
- ・ 高等学校長
- ・ 中学校長 (各町代表者 1 名)
- ・ 小学校長 (各町代表者 1 名)
- ・ 地区協議会又は P T A 関係者など (各町代表者 2 名)
- ・ 経済団体関係者 (公立高等学校所在町代表者 1 名)

※ P T A 分科会の参加対象は、原則として P T A 関係者のみとなります。

(4) 会議の内容

次年度以降の公立高等学校配置計画についての説明及び協議

5 その他

協議会は公開により開催することとし、希望者がある場合は傍聴を認めることとする。
なお、傍聴に係る取扱いについては別記のとおりする。

別記

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は10名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合。
 - (3) 前各号のほか、主催者において傍聴を不適當と認める場合。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。